

埼臨技だより



発行所 公益社団法人 埼玉県臨床検査技師会 〒330-0072 さいたま市浦和区領家7-14-7
TEL 048 (824) 4077 FAX 048 (824) 4095 URL:<http://www.sairingi.com/>
携帯URL:<http://www.sairingi.com/keitai/index.html> Twitter : @sairingi

年頭挨拶

公益社団法人 埼玉県臨床検査技師会
会長 津田 聡一郎



新年あけましておめでとうございます。

会員、賛助会員の皆様におかれましては、どのようなお正月を迎えられましたでしょうか？

昨年は、日臨技関甲信支部・首都圏支部医学検査学会(第54回)を埼臨技が担当県として10月28・29日にラフレさいたまで開催いたしました。2週連続で週末に台風が迫るといふ悪天候の中1600名を越える参加をいただきました。参加していただいた方々、支えていただいた方々に改めまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、昨年6月公布された「医療法等の一部を改正する法律」というのをご認識されていますでしょうか。特に検体検査についての扱が大きく変わりました。まず、「検体検査」という単語が医療法の中に載りました(第15条の2)。これは臨床検査技師等に関する法律(臨検法)を引用して記載しているものです。臨検法の中では「検体検査」と「生理学的検査」という単語で検査技師の業務を記しています(第2条)。さらに改正医療法では「検体検査の精度の確保の方法」という文言で、医療機関にも義務付け要求しています。具体的に何をしなければいけないのか、については「検体検査の精度管理等に関する検討会」が厚労省内で開かれていて今年度3月までに取りまとめ、夏にパブリックコメントを実施し、冬には法律、省令を施行する、というスケジュールが示されています。私たち検査技師の根幹の部分とも言える法律・省令が動き出していることを認識しててください。

もう一つの業務分野である検体採取について、その業務範囲の拡大のための講習会修了率が埼臨技は53.3%(全国平均57.1%)と低調です。この講習会を修了する事が技師免許で認められる業務幅を広げる事です。あと2年すると新卒生が拡大された技師免許を持って社会に出てきます。その時に講習の機会はぐっと少なくなります。技師免許の範囲二重化を避けるために講習会に臨んで欲しいと思います。

今春は6年に一度という診療報酬と介護報酬の同時改定の年です。2025年問題を前にして国の医療制度が大きく舵取りをする、と言われていています。私たち検査技師は、政治や政策に疎い、と言われ続けて来ていますが、ここは周りの状況・環境の変化を見て聞いて、明日のこと来年のことその先のことに注目しなければいけない時だと私は思っています。

とはいえ、日々の仕事のこと今月のこと今年のことを踏まえた埼臨技の活動へのご支援もよろしくお願ひしたいと思っております。

昨年一年は皆様にとって「ケッコウな」酉年でしたでしょうか？ 今年は戌年ですから「ワンダフル」な一年にしなくてはなりません！

本年も役員一同、会務・事業に精一杯取り組んでまいります。会員、賛助会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

先日、私が勤務している病院関連の研修会が開催されました。当院が企画・運営を担当し、20施設程の臨床検査技師の皆様が参加され、各種講演やアンケート集計、懇親会等が盛会のうちに終了しました。今回の企画・運営は、当院検査部・病理部の若手を中心となって進めていきました。10月に開催